

I 改正内容（概要）

1 E T Nの上場制度等概要

(1) 定義

外国指標連動証券（以下「E T N」という。）とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する有価証券のうち、法第 2 条第 1 項第 5 号の性質を有する有価証券であって、償還価額が特定の指標に連動することを目的とするものをいう。

発行者とは E T N の発行者をいう。

(2) 上場制度

a 上場対象

E T N を受託有価証券とする有価証券信託受益証券（日本型預託証券（J D R））を上場対象有価証券とする。

b 上場申請

上場を申請する発行者（以下「新規上場申請者」という。）は、上場申請にあたって、有価証券上場申請書その他当社が定める書類を提出するものとする。

c 上場審査

(a) 新規上場申請者に係る上場審査基準

イ 金融当局の監督等

登録金融機関又は金融商品取引業者に相当する者であること。

金融当局による財務の健全性に関する規制を受けていること。

ロ 虚偽記載等

最近 2 年間の有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

最近 2 年間の監査報告書等に公認会計士等の適正意見が記載されていること。

ハ 純資産の額

新規上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が 200 億円以上であること。

ニ 信用格付け

2 以上の信用格付業者等から当社が定める基準以上の格付けを取得していること。

(b) 保証会社を附す場合の特例

新規上場申請者が E T N に係る債務保証契約を締結する保証会社を附す場合は、

新規上場申請者に係る上場審査基準は保証会社について適用する。

(c) 裏付け資産を有する場合の特例

E T Nに、新規上場申請者又は保証会社から倒産隔離されている裏付け資産を有する場合には、上記(a)ハ (純資産の額) 及びニ (信用格付け) については問わないものとする。

(d) 新規上場申請銘柄に係る上場審査基準

イ 償還又は買取

E T Nの発行契約書又は新規上場申請銘柄に係る信託契約等に次の内容が記載されていること。

(イ) 一定数量又は金額以上の証券を所有している者からの償還又は買取請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨。

(ロ) 償還価額及び買取価額が特定の指標に基づき計算される旨。

ロ 対象指標

指標の算出方法が公表されており、客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

ハ 期間

E T Nの最終償還期限の到来する日までの期間及び新規上場申請銘柄に係る信託契約終了までの期間が3年を上回るものであること。

ニ 残存償還価額

E T Nの残存償還価額総額に新規上場に際して新たに発行される予定額を合算した額が、新規上場申請者の純資産の額の25%を超過していないこと。

ホ その他

外国E T F及び外国E T F信託受益証券（外国E T Fを受託有価証券とするJ D R）に準じた上場審査基準に適合すること。

d 上場管理

(a) 日々開示

次の項目について、日々開示するものとする。

イ E T Nの残存償還価格総額。

ロ E T Nの一証券当たりの償還価額と特定の指標の日々変動率の乖離率。

ハ E T Nに裏付け資産を有する場合は、裏付け資産の状況。

(b) 適時開示

発行者の運営、業務若しくは財産又は証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものについて決定又は発生した場合、その内容を直ちに開示するものとする。

(c) 発行者の決算開示

通期決算及び中間決算が定まった場合、その内容を直ちに開示するものとする。

e 実効性の確保

実効性の確保に係る基準は、外国E T Fと同様の基準を設けることとする。

f 上場廃止

(a) 発行者に係る上場廃止基準

発行者が次のいずれかに該当する場合には、上場を廃止するものとする。

- イ 登録金融機関又は金融商品取引業者でなくなった場合。
- ロ 事業活動の停止、解散、破産等。
- ハ 有価証券報告書等の虚偽記載、提出遅延、不適正意見又は意見不表明。
- ニ 純資産の額又は格付が当社の定める基準未満となり、一定期間以内に当社の定める基準以上に回復しなかった場合。
- ホ 重大な上場契約違反。

(b) 上場銘柄に係る上場廃止基準

上場銘柄が次のいずれかに該当する場合には、上場を廃止するものとする。

- イ 次のいずれかに該当するE T Nの発行契約書又は上場銘柄に係る信託契約等の変更が行われる場合
 - (イ) 一定数量又は金額以上の証券を所有している者からの償還又は買取請求に5営業日を上回らない期間ごとに応じる旨の定めがなくなる場合。
 - (ロ) 償還価額及び買取価額が特定の指標に基づき計算される旨の定めがなくなる場合。
- ロ E T Nの償還価額と対象指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき。
- ハ E T Nの残存償還価額総額が純資産の額の25%を超過した場合であって、3年以内に25%以下とならないとき。
- ニ 満期償還、繰上償還、期限の利益の喪失。

(c) その他

次のいずれかに該当する場合には、上場を廃止するものとする。

- イ 発行契約書又は発行プログラム等に適切な保証を行う旨の記載がなくなること。
- ロ E T Nの裏付け資産が当該E T Nの償還に必要な価額に満たない場合において、5営業日以内に回復しないとき。
- ハ その他、外国E T F及び外国E T F信託受益証券に準じた上場廃止基準に適合した場合に上場を廃止する。

(3) 売買制度及び清算・決済制度

外国E T F信託受益証券と同様の扱いとする。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

2 商品現物型E T Fの上場制度等概要

(1) 定義

内国商品現物型E T Fとは、法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするものをいう。

外国商品現物型E T Fとは、法第2条第1項第17号に規定する有価証券のうち同項第14号の性質を有する有価証券であって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするものをいう。

(2) 上場制度

a 上場申請

上場は、管理会社及び信託受託者からの申請により行うものとする。

新規上場申請者は、上場申請にあたって、有価証券上場申請書その他当社が定める書類を提出するものとする。

b 内国商品現物型E T Fの上場審査基準

内国E T Fの上場審査基準を一部適用の上、次の各基準に適合すること。

(a) 新規上場申請者等

新規上場申請者が登録金融機関又は金融商品取引業者に相当する者であること。

信託委託者が次の(a)及び(b)に適合すること。

イ 上場会社又はその子会社であること。

ロ 信託財産と同一の商品を上場する商品市場又は外国商品市場の会員、取引参加者又はこれらに相当する者として施行規則で定める者であること。

(b) 照会事項

信託の委託者の商品の拠出状況等に關し当社が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告する旨を確約すること。

(c) 信託契約

信託契約が、一の管理会社と一の信託受益者との間で締結されるものであること。

(d) 運用方法

管理会社が、信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の

商品を組み入れる旨を確約していること。

(e) 信託類型

信託法第2条第12項に規定する「限定責任信託」ではないこと。

c 上場管理及び上場廃止

信託の分割等を決定した場合は上場廃止とする。

その他、既存のETFと同様の扱いとする。

(3) 売買制度及び清算・決済制度

既存のETFと同様の扱いとする。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

II 施行日

平成23年8月1日

以上